新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(厚生労働省5局より令和2年5月26日発出) に対して企業、保険者が理解すべき事項

今回、厚生労働省各局にまたがる健診に係る事項がまとめて通知されたことを受けて、今後企業、保険者における健診をどのように実施していくことが出来るのかについて、補足資料としてのQ&A集もふまえてポイントを概説します。通知自体については、以下を参照ください。https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf

まず、通知内の企業健診に係る部分は、「特定健康診査・保健指導及び高齢者健康診査並び に保険者が行うその他の保健事業の実施について」及び「安衛法等に基づく健康診断の実施に ついて」の二つが該当します。

この中で、第1項に緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健康診断等の実施について示されていますが、以下にまとめたように、感染防止対策を行ったうえで健診を実施することとされています。

- 1. 特定健診等は、地域の感染状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、関係者や実施機関等と適宜相談の上実施すること。
- 2. 定期健康診断等の安衛法等に基づく健診は、十分な感染防止対策を講じた健診機関で実施すること。
- 3. 企業におけるがん検診は、保険者が行うその他の保健事業に含まれることが想定され、特定健診と同様に適宜相談の上実施することとされています。

次に、緊急事態宣言が再度行われた場合に、どのような対応をすべきかが重要になります。 これについては通知の第3項に示されておりますが、以下にまとめたように、3密対策を含め た感染防止策を整えることで、健診を行うことが可能になります。

- 1. 特定健診では、実施形態によって「集団」と「個別」に分類され、3密対策を行ったうえでの健診は「個別」扱いになり、宣言中でも相談の上実施可能。
 - 「集団」でも、早期発見に支障をきたす場合や予定された健診をキャンセルにした場合に 契約等の関係で実施できなくなることが見込まれる場合は、宣言中でも実施は差し支えな い。
- 2. 一方、保険者が行うその他の保健事業に含まれることが想定される企業におけるがん検診

- は、「集団」の場合延期、「個別」の場合相談の上実施可能となります。
- 3. 安衛法に基づく定期健康診断等の健診は、宣言解除後と同様に3密防止等の感染防止対策を講じた上で実施することとされています。
- 4. 健診を延期できる期間は、特定健診は延期しても年度内に実施する必要があり、定期健康 診断はもともと1年に一回という制度のため年度をまたぐことは可能で、さらに6月末ま で実施予定だったものは10月まで延期が可能となりました。企業におけるがん検診は、 そもそも任意型のため規定はありません。
- 5. がん検診は健康増進法における市区町村の実施がありますが、これは「集団」では原則延期、「個別」では相談の上判断となっており、延期の場合は別に機会を設けることとされています。
- 6. いずれにしても3密対策が重要となり、別添2にある健診8団体が作成した対策を履行することで、「個別」で実施する健診として方針を考えることが出来ます。

なお、全国労働衛生団体連合会が調査した、今年春の新型コロナウィルス感染症に伴う健康 診断の実施中止・変更等報告集計を以下よりご確認いただけます。

https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/covid_19/data/data_01.pdf

以上